

FIT 電力の地産地消に関する協定書

伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドは、伊丹市及び豊中市の公共施設に対し、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する FIT 電力の地産地消を協働して実施するにあたり、次の協定を締結する。

(総則)

第1条 伊丹市及び豊中市は、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する FIT 電力及びその電力が保有する非化石価値(以下「FIT 電力等」という。)の一部について、供給を受ける。

(供給電力)

第2条 伊丹市及び豊中市は、FIT 電力等について、再生可能エネルギー電気特定卸供給制度を活用し、伊丹市及び豊中市が別途契約する小売電気事業者(以下「指定小売業者」という。)を介して供給を受ける。

2 豊中市伊丹市クリーンランドからの FIT 電力等供給期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

3 伊丹市及び豊中市が協議の上、合意に至らない場合、又は、指定小売業者が決定しない場合には翌年度の事業を実施しないことができる。

(協力事項)

第3条 豊中市伊丹市クリーンランドは、指定小売業者が FIT 電力等を調達するため必要となる手続きに協力する。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までとする。ただし、毎年 10 月 1 日又は伊丹市及び豊中市が翌年度の FIT 電力等調達の契約手続を開始する日のどちらか早い日までに、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドのいずれからも更新しない旨の申し入れがないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合には、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドが協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランド各々が記名押印の上、各自その 1 通を所有する。

令和 6 年(2024 年)10 月 29 日

伊丹市

伊丹市長 藤原 保幸



豊中市

豊中市長 長内 繁樹



豊中市伊丹市クリーンランド

豊中市伊丹市クリーンランド管理者

豊中市長 長内 繁樹

